

目次

[illegible]

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 3 0 0		1 1	港町	3 1 8 1	
				〃	3 2 1	
				〃	3 2 2	
〃	1 3 0 1		1 2	〃	3 1 8	
〃	1 3 0 2		1 3	〃	3 2 0 1	
				〃	3 2 3	
				〃	3 2 4	
				〃	3 2 5	
				〃	3 2 6	
				〃	3 2 7	
				〃	3 2 8	
	(後葉に続く)					

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	3 2 9	
			〃	3 2 9 1	
港町	1 3 0 3	1 4	〃	3 3 1	
			〃	3 3 2	
			〃	3 3 3	
〃	1 3 0 4	1 5	〃	3 3 4	
			〃	3 3 5	
			〃	3 3 6	
			〃	3 3 7	
〃	1 3 0 5	1 6	〃	3 3 8	
〃	(後葉に続く) 1 3 0 6	1 7	〃	3 3 9	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)			港町	3 4 0	
港町	1 3 0 7		2 1	〃	3 1 6	
				〃	3 1 7	
				〃	3 1 9	
〃	1 3 0 8		2 3	〃	3 1 4	
				〃	3 1 5	1
〃	1 3 0 9		2 4	〃	3 1 0	
				〃	3 1 1	5
				〃	3 1 2	
				〃	3 1 3	
〃	1 3 1 0		2 5	〃	3 1 5	2

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 3 1 1		2 6－ 1	港町	3 1 1 4	
〃	1 3 1 2		2 6－ 2	〃	3 1 1 6	
〃	1 3 1 3		2 7	〃	3 1 1 3	
〃	1 3 1 4		2 1 4	〃	2 1 0 1	
				〃	2 1 1	
				〃	2 1 2	
〃	1 3 1 5		2 1 5	〃	2 1 0 2	
				〃	3 4 9	
				〃	3 5 0	
〃	1 3 1 6		2 1 1	〃	3 4 3	
				〃	3 4 4	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 3 1 7		2 1 2	港町	3 3 0	
〃	1 3 1 8		2 1 3	〃	3 2 0 2	
〃	1 3 1 9		2 2	〃	3 1 8	
〃	1 3 2 0					法第1 0 5 条第3 項により帰属
〃	1 3 2 1		3 1	港町	4 3 8 1	
				〃	4 3 9	
〃	1 3 2 2		3 2	〃	1 4 5 2	
〃	1 3 2 3		3 3	〃	2 5 3 1	
				〃	2 5 5 1	
				〃	2 5 5 2	
				〃	2 5 9 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 3 2 4		3 4	港町	1 4 5 3	
〃	1 3 2 5		3 5	〃	3 7 7	
				〃	3 7 8	
				〃	3 7 9	
				〃	3 8 0	
				〃	3 8 1	
				〃	3 8 2	
				〃	3 8 3	
				〃	3 8 4	
〃	1 3 2 6		3 6	〃	9 7 6 1 0	
〃	1 3 2 7		3 7	〃	2 9 2 2	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 3 2 8		3 8	港町	8 4 8 3	
				〃	1 0 9 0	
				〃	1 0 9 5 1	
				松原町	4 9 4 3	
〃	1 3 2 9		3 9	港町	2 6 1 2	
〃	1 3 3 0		3 1 0	〃	2 8 8	
〃	1 3 3 1		3 1 1	〃	2 6 6	
				〃	2 6 7	
〃	1 3 3 2		3 1 2	〃	4 8 7 4	
				〃	1 0 4 2 1	
				〃	1 0 4 3 1	
	(後葉に続く)					

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	1 1 0 1 2	
港町	1 3 3 3	3 1 3	〃	4 8 7 3	
〃	1 3 3 4	3 1 4	〃	2 6 4	
			〃	2 6 5	
〃	1 3 3 5	3 1 5	〃	2 6 1 4	
〃	1 3 3 6	3 1 6	〃	1 0 9 6 2	
〃	1 3 3 7	3 1 7	〃	1 1 0 1 3	
〃	1 3 3 8	3 1 8	〃	1 8 1 1	
〃	1 3 3 9	3 1 9	〃	9 6 6 2	
〃	1 3 4 0	5 1	〃	2 8 5	
			〃	2 8 6	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
港町	1 3 4 1		5 2	港町	2 8 1		
〃	1 3 4 2		5 3	〃	2 7 9		
〃	1 3 4 3		5 4	〃	2 7 8		
〃	1 3 4 4		5 5	〃	2 6 8		
〃	1 3 4 5		5 6	〃	2 8 7		
〃	1 3 4 6		5 7	〃	2 8 2		
				〃	2 8 4		
〃	1 3 4 7						法第105条第1項により帰属
〃	1 3 4 8		7 1－1	港町	2 6 1	7	
				〃	2 6 1	9	
〃	1 3 4 9		7 2	〃	2 5 3	2	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
港町	1 3 5 0		7 3	港町	2 0 6	3	
〃	1 3 5 1		7 4	〃	2 0 5	2	
〃	1 3 5 2		7 5	〃	2 0 6	6	
〃	1 3 5 3		7 6	〃	4 8 7	5	
〃	1 3 5 4		7 8	〃	2 0 7		
〃	1 3 5 5		7 9	〃	2 0 4		
〃	1 3 5 6		7 1 0	〃	2 0 1		
				〃	2 0 2		
〃	1 3 5 7		7 1 1	〃	1 9 9		
〃	1 3 5 8		7 1 2	〃	1 8 4		
	(後葉に続く)			〃	1 8 5		

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)			港町	1 8 6	
				〃	1 8 7	
				〃	1 8 8	
				〃	1 8 9	
				〃	1 9 0	
				〃	1 9 7	
港町	1 3 5 9		7 1 3－ 1	〃	4 2	
				〃	1 5 1	
				〃	1 8 2	
				〃	1 8 3 1	
〃	1 3 6 0		7 1 3－ 2	〃	1 8 3 2	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 3 6 1		7 1 4	港町	1 9 5	
				〃	1 9 6	
〃	1 3 6 2		7 1 5	〃	1 9 8	
〃	1 3 6 3		7 1 － 3	〃	2 6 1 8	
				〃	2 6 1 1 0	
〃	1 3 6 4		7 1 － 2	〃	2 6 1 3	
				〃	2 6 1 5	
〃	1 3 6 5		6 1	〃	3 7 6	
〃	1 3 6 6		6 2 － 1	〃	2 9 0	
〃	1 3 6 7		6 2 － 2	〃	2 9 1 2	
〃	1 3 6 8		6 2 － 3	〃	2 8 9 3	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
港町	1 3 6 9		6 3－ 1	港町	3 7 5		
〃	1 3 7 0		6 3－ 2	〃	3 7 4		
〃	1 3 7 1		6 4	〃	3 6 7	1	
				〃	3 7 1		
〃	1 3 7 2		6 5－ 1	〃	3 7 3		
〃	1 3 7 3		6 5－ 2	〃	3 7 2		
〃	1 3 7 4		9 1	〃	4 2 1		
				〃	4 2 2		
				〃	4 2 3		
				〃	4 2 4		
〃	(後葉に続く) 1 3 7 5		9 2	〃	4 3 6	2	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	4 3 6 7	
			〃	4 3 6 8	
港町	1 3 7 6	9 3	〃	4 3 7	
〃	1 3 7 7	9 4 - 1	〃	4 3 8 2	
〃	1 3 7 8	9 4 - 2	〃	2 9 2 1 0	
〃	1 3 7 9	9 5	〃	4 3 6 3	
〃	1 3 8 0	9 6	〃	4 3 6 6	
〃	1 3 8 1	9 7	〃	4 3 6 9	
〃	1 3 8 2	9 8	〃	4 3 6 1 0	
〃	1 3 8 3	9 9	〃	4 3 3	
			〃	4 3 4	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 3 8 4		9 1 0	港町	4 2 5 2	
				〃	4 3 6 1	
〃	1 3 8 5		9 1 1	〃	4 2 8	
				〃	4 2 9	
				〃	4 3 5	
〃	1 3 8 6		9 1 2	〃	4 3 0 2	
〃	1 3 8 7		9 1 3	〃	4 2 6	
				〃	4 2 7	
〃	1 3 8 8		9 1 4	〃	4 2 5 4	
				〃	4 3 6 1 2	
				〃	4 3 6 1 5	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
港町	1 3 8 9		9 1 5	港町	4 2 5	1	
				〃	4 3 6	1 1	
				〃	4 3 6	1 4	
〃	1 3 9 0		9 1 6	〃	4 2 5	3	
〃	1 3 9 1		1 0 1	〃	4 5 6	1	
				〃	4 5 7		
〃	1 3 9 2		1 0 2	〃	4 5 5	2	
				〃	4 5 6	2	
〃	1 3 9 3		1 0 3	〃	4 5 5	1	
〃	1 3 9 4		1 0 4	〃	4 7 8		
				〃	4 7 9		
	(後葉に続く)						

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	4 8 0	
			〃	4 8 1	
			〃	4 8 2	
			〃	4 8 3	
港町	1 3 9 5	1 0 5 - 1	〃	2 1 7	
〃	1 3 9 6	1 0 5 - 2	〃	2 0 5 3	
			〃	2 0 5 5	
			〃	2 0 6 4	
〃	1 3 9 7	1 0 5 - 3	〃	2 0 6 2	
〃	1 3 9 8	1 0 5 - 4	〃	2 0 6 1	
			〃	2 0 6 5	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 3 9 9		1 0 5－ 5	港町	2 0 5 1	
				〃	2 0 5 4	
〃	1 4 0 0		1 0 5－ 6	〃	8 3 0	
				〃	8 3 1	
〃	1 4 0 1		1 0 6	〃	4 9 5 1	
				〃	4 9 8	
〃	1 4 0 2		1 0 7	〃	1 4 8 1	
〃	1 4 0 3		1 0 8	〃	1 2 8	
				〃	1 2 9	
〃	1 4 0 4		1 0 9	〃	1 3 0	
〃	(後葉に続く) 1 4 0 5		1 0 1 0	〃	4 8 8 3	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	5 0 2	
港町	1 4 0 6	1 0 1 1	〃	8 7 4	
〃	1 4 0 7	1 0 1 2 - 2	〃	1 8 1 2	
〃	1 4 0 8	1 0 1 2 - 3	〃	1 8 1 3	
〃	1 4 0 9	1 0 1 2 - 1	〃	2 9 2 6	
			〃	2 9 2 8	
〃	1 4 1 0	1 0 5 - 7	〃	4 8 7 2	
〃	1 4 1 1	1 0 5 - 8	〃	3 4 5	
			〃	3 4 8	
〃	1 4 1 2	1 0 1 3	〃	4 7 5 2	
〃	(後葉に続く) 1 4 1 3	1 0 1 4	〃	4 7 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
	(前葉より)			港町	4 7 2		
				〃	4 7 3		
港町	1 4 1 4		1 0 1 5	〃	4 7 4		
〃	1 4 1 5		1 0 1 6	〃	4 6 9		
〃	1 4 1 6		1 0 1 7	〃	4 7 7		
〃	1 4 1 7		1 0 1 8	〃	4 6 0		
				〃	4 6 1		
				〃	4 6 2		
				〃	4 6 3		
				〃	4 6 4		
				〃	4 6 5		

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 4 1 8		1 4 1	港町	6 1 9 1	
〃	1 4 1 9		1 4 8	〃	6 0 9 1	
〃	1 4 2 0		1 4 9	〃	6 1 9 1	
〃	1 4 2 1		1 4 1 0	〃	6 0 9 1	
〃	1 4 2 2		1 4 1 1	〃	5 4 3	
				〃	5 5 0	
				〃	5 5 1	
				〃	5 5 2	
				〃	5 5 3	
				〃	5 5 4	
				〃	5 5 5	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 4 2 3	1 4 1 2	港町	1 4 2	
			〃	1 5 1	
			〃	1 6 1	
			〃	1 7 2	
			〃	1 8 2	
			〃	2 0 2	
			〃	2 1	
			〃	2 2	
			〃	2 3	
			〃	2 7 2	
	(後葉に続く)		〃	2 8 2	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	2 9	
			〃	3 0	
			〃	3 1	
			〃	3 2	
			〃	3 3	
			〃	3 4	
			〃	3 5	2
			〃	3 6	2
			〃	3 7	2
			〃	4 8	1
			〃	5 1	1

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
港町	1 4 2 4		1 4 1 3	港町	5 0 4		
				〃	5 0 5		
				〃	5 0 9		
				〃	9 2 9		
				〃	9 3 2		
				〃	9 3 3		
				〃	9 3 4		
				〃	9 3 5		
				〃	9 7 2	1	
				〃	9 7 4	1	
〃	1 4 2 5		1 4 1 4	〃	6 1 9	1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
港町	1 4 2 6		1 4 1 6	港町	6 1 9	1	
〃	1 4 2 7		1 4 1 7	〃	8 7 0		
				〃	8 7 1		
〃	1 4 2 8		1 4 1 8	〃	6 1 9	1	
〃	1 4 2 9		1 4 1 9	〃	6 0 1		
〃	1 4 3 0		1 4 2 0	〃	6 0 1		
〃	1 4 3 1		1 4 2 3	〃	6 0 9	1	
〃	1 4 3 2		1 4 2 1	〃	9 0 0		
〃	1 4 3 3		1 4 2 2－ 1	〃	8 9 8		
〃	1 4 3 4		1 4 2 2－ 2	〃	5 1 3		
〃	(後葉に続く) 1 4 3 5		1 4 2 2－ 3	〃	8 8 0		

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	8 8 2	
			〃	8 8 4	
港町	1 4 3 6	1 2 1	〃	4 3 6 5	
〃	1 4 3 7	1 2 3 - 1	〃	1 9 1	
			〃	1 9 2	
			〃	1 9 3	
			〃	1 9 4	
〃	1 4 3 8	1 2 3 - 2	〃	9 4 4	
〃	1 4 3 9	1 2 4	〃	9 4 1	
〃	1 4 4 0	1 2 5	〃	9 4 2	
〃	(後葉に続く) 1 4 4 1	1 2 6	〃	9 3 9	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	9 4 0	
港町	1 4 4 2	1 2 7	〃	4 9 5 3	
〃	1 4 4 3	1 2 8	〃	4 8 8 1	
			〃	4 8 8 2	
〃	1 4 4 4	1 2 9	〃	8 7 4	
〃	1 4 4 5	1 2 1 0	〃	8 5 8	
			〃	8 5 9	
			〃	8 6 0	
			〃	8 6 1	
			〃	8 7 5	
〃	(後葉に続く) 1 4 4 6	1 2 2	〃	9 4 5 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	9 4 5 2	
港町	1 4 4 7				法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
〃	1 4 4 8	1 1 1	港町	4 1 1	
			〃	4 8 7 1	
〃	1 4 4 9	1 1 3 - 1	〃	9 5 6	
〃	1 4 5 0	1 1 3 - 2	〃	9 5 9	
〃	1 4 5 1	1 1 4	〃	9 5 5	
			〃	9 5 7	
			〃	9 5 8	
〃	1 4 5 2	1 1 1 1	〃	9 6 2 5	
〃	(後葉に続く) 1 4 5 3	1 1 5	〃	4 3 0 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	4 3 1	
			〃	9 5 0	
港町	1 4 5 4	1 1 6	〃	9 4 8	
			〃	9 4 9	
〃	1 4 5 5	1 1 7 - 1	〃	9 7 6 8	
〃	1 4 5 6	1 1 7 - 2	〃	9 7 6 1 2	
〃	1 4 5 7	1 1 1 0	〃	9 5 1	
			〃	9 5 2	
			〃	9 5 3	
			〃	9 7 6 2	
〃	(後葉に続く) 1 4 5 8	1 1 1 2	〃	4 1 3	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)			港町	9 6 2 6	
港町	1 4 5 9		1 1 8 - 1	〃	4 8 7 9	
				〃	7 5 9 1	
				〃	9 6 2 1	
				〃	9 7 4 7	
〃	1 4 6 0		1 1 8 - 2	〃	4 8 7 1 0	
				〃	9 6 2 2	
				〃	9 7 4 5	
				栄町	1 2 0 9 3	
〃	1 4 6 1		1 3 1	港町	1 1 3 0 4	
				〃	1 1 3 0 5	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 4 6 2		1 3 2－ 1	港町	9 6 5 1	
〃	1 4 6 3		1 3 2－ 2	〃	9 6 5 3	
〃	1 4 6 4		1 3 3	〃	5 1 0	
				〃	5 1 1	
				〃	5 4 5	
〃	1 4 6 5		1 3 4	〃	9 6 7 1	
〃	1 4 6 6		1 3 5－ 1	〃	9 4 6	
				栄町	1 2 4 2	
〃	1 4 6 7		1 3 5－ 2	港町	9 6 7 4	
				〃	9 6 7 5	
〃	1 4 6 8		1 3 5－ 3	〃	9 6 7 6	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 4 6 9		1 3 6－ 1	港町	9 6 7 2	
〃	1 4 7 0		1 3 6－ 2	〃	9 4 3	
〃	1 4 7 1		1 3 7	〃	8 7 2 1	
				〃	8 7 2 2	
				〃	8 7 3 2	
〃	1 4 7 2		1 3 8	〃	8 7 2 3	
				〃	8 7 2 4	
〃	1 4 7 3		1 3 9－ 1	〃	8 7 7	
				〃	8 7 8	
				〃	8 8 9	
〃	(後葉に続く) 1 4 7 4		1 3 9－ 2	〃	8 7 6	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)			港町	8 7 9 1	
港町	1 4 7 5		1 3 9 - 3	〃	8 7 9 2	
				〃	8 8 8	
				〃	8 9 0	
〃	1 4 7 6		1 3 1 0	〃	5 1 6	
				〃	5 1 8	
				〃	5 2 0	
〃	1 4 7 7		1 3 1 1	〃	5 1 5	
				〃	8 8 1	
				〃	8 8 3	
				〃	8 8 5	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 4 7 8		1 3 1 2	港町	5 1 4	
				〃	8 9 2	
				〃	8 9 3	
				〃	8 9 4	
				〃	8 9 5	
				〃	8 9 6	
				〃	8 9 7	
〃	1 4 7 9		1 3 1 3	〃	8 9 9	
〃	1 4 8 0		1 3 1 4	〃	8 8 6	
				〃	8 8 7	
				〃	8 9 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
港町	1 4 8 1		1 3 1 5 - 1	港町	5 1 7		
〃	1 4 8 2		1 3 1 5 - 2	〃	5 1 9		
〃	1 4 8 3		1 3 1 5 - 3	〃	1 4 9		
〃	1 4 8 4		1 3 1 5 - 4	〃	5 4 0		
				〃	5 4 1		
				〃	5 4 2		
				〃	5 4 6		
				〃	5 4 7		
				〃	5 4 8		
				〃	5 4 9		
〃	(後葉に続く) 1 4 8 5		1 3 1 5 - 5	〃	5 5 9		

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	5 6 0	
港町	1 4 8 6	1 3 1 5 - 6	〃	5 6 1 1	
			〃	5 6 1 2	
			〃	5 6 2 1	
			〃	5 6 2 2	
〃	1 4 8 7	1 3 1 5 - 7	〃	6 0 2	
			〃	9 7 2 7	
〃	1 4 8 8	1 3 1 6 - 1	〃	9 7 2 4	
〃	1 4 8 9	1 3 1 7	〃	9 6 7 3	
〃	1 4 9 0	1 3 1 8	〃	5 3 6	
〃	1 4 9 1	1 3 1 9	〃	5 3 5	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
港町	1 4 9 2		1 3 2 0	港町	5 2 5		
				〃	5 2 6		
				〃	5 2 7		
〃	1 4 9 3		1 3 2 3	〃	1 3 4		
				〃	1 3 5		
				〃	1 3 6		
				〃	1 3 8		
				〃	1 3 9		
				〃	1 4 0		
				〃	1 4 1		
				〃	1 4 2		
(後葉に続く)							

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	1 4 3	
港町	1 4 9 4	1 3 2 2	〃	1 3 7	
〃	1 4 9 5	1 3 2 1	〃	1 3 3	
〃	1 4 9 6	1 3 2 4	〃	9 6 6 3	
			〃	1 1 3 0 3	
〃	1 4 9 7	1 3 2 5	〃	9 6 6 1	
			〃	1 1 3 0 1	
〃	1 4 9 8	1 5 1	〃	1 4 8 2	
			〃	9 7 0 2	
			〃	9 7 2 6	
			〃	9 7 3 3	
	(後葉に続く)				

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	9 7 5 3	
			〃	1 1 3 8 5	
港町	1 4 9 9	1 5 2 - 1	〃	5 0 6	
			〃	9 3 6	
			〃	9 3 7	
			〃	9 7 6 1	
			〃	9 7 6 3	
			〃	9 7 8 1	
			〃	9 8 0	
			〃	9 8 3	
	(後葉に続く)		〃	9 8 4	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	9 8 5 1	
			〃	9 8 6	
			〃	9 8 7	
			〃	1 0 0 5	
			〃	1 0 0 6	
			〃	1 0 0 7	
			〃	1 0 0 8	
			〃	1 0 0 9	
			〃	1 0 1 0	
			〃	1 0 1 1	
	(後葉に続く)		〃	1 0 1 2	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	1 0 1 3	
			〃	1 0 2 2	
			〃	1 0 2 3	
			〃	1 0 2 4	
			〃	1 0 2 5	
			〃	1 0 2 6	
港町	1 5 0 0	1 5 2 - 2	〃	9 7 3 1	
			〃	9 7 5 1	
			〃	9 8 5 2	
			〃	9 8 8	
	(後葉に続く)		〃	9 8 9	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	9 9 0	
			〃	9 9 1	
			〃	9 9 2	
			〃	9 9 3	
			〃	9 9 4	
			〃	9 9 5	
			〃	9 9 6	1
			〃	9 9 7	1
			〃	1 0 0 1	1
			〃	1 0 0 2	
	(後葉に続く)		〃	1 0 0 3	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考	
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
	(前葉より)			港町	1 0 0 4		
				〃	1 0 2 7		
				〃	1 0 2 8		
				〃	1 0 2 9		
				〃	1 0 3 0	1	
				〃	1 1 3 8	1	
港町	1 5 0 1		1 5 3	〃	9 0 1	3	
〃	1 5 0 2		1 5 4	〃	9 0 1	3	
〃	1 5 0 3		1 5 5	〃	9 0 4	4	
				〃	9 0 4	5	
〃	1 5 0 4		1 5 6	〃	9 0 4	3	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 5 0 5		1 6 1 - 1	港町	4 9	
				〃	5 0	
〃	1 5 0 6		1 6 2	〃	1 3 2	
〃	1 5 0 7		1 6 3	〃	1 4 4	
〃	1 5 0 8		1 6 4 - 1	〃	3 8 2	
				〃	4 0	
				〃	4 4	
				〃	5 5	
				〃	5 8	
				〃	1 3 1	
				〃	1 4 7	
	(後葉に続く)					

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	1 5 3	
			〃	4 8 6	
			〃	5 0 7	
			〃	5 8 5	
			〃	5 8 7	
			〃	5 9 0	
			〃	5 9 8	
			〃	9 0 2 1	
			〃	9 0 2 2	
			〃	9 0 3 1	
			〃	9 0 3 2	
	(後葉に続く)				

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	9 4 7	
			〃	9 6 5 2	
			〃	9 7 6 4	
			〃	9 7 6 5	
			〃	9 7 6 7	
			〃	1 1 3 0 2	
			〃	1 1 3 8 3	
			〃	1 1 4 8	
			〃	1 1 4 9	
			栄町	1 2 0 9 2	
			〃	1 2 4 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
港町	1 5 0 9		1 6 4－ 5	港町	9 0 4	1	
				〃	1 0 3 2	1	
〃	1 5 1 0		1 6 4－ 4	〃	5 7		
				〃	5 8 8		
				〃	5 8 9		
				〃	9 0 1	1	
〃	1 5 1 1		1 6 4－ 2	〃	6 0 9	2	
〃	1 5 1 2		1 6 4－ 3	〃	6 0	3	
〃	1 5 1 3		1 6 5	〃	7 2 7		
				〃	7 2 8	3	
〃	1 5 1 4		1 6 6	〃	7 2 6		

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
港町	1 5 1 5		1 6 7	港町	6 5 8		
〃	1 5 1 6		1 6 8	〃	6 4 5	1	
〃	1 5 1 7		1 6 9	〃	7 2 8	2	
				〃	7 2 9	1	
〃	1 5 1 8		1 6 1 0	〃	7 2 9	2	
〃	1 5 1 9		1 6 1 1	〃	7 2 9	3	
〃	1 5 2 0		1 6 1 2	〃	7 2 5		
〃	1 5 2 1	1	1 6 1 3－ 1	〃	2 9 2	1 2	
〃	1 5 2 1	2	1 6 1 3－ 3	〃	2 9 2	4	
〃	1 5 2 1	3	1 6 1 3－ 4	〃	2 9 2	1 4	
〃	1 5 2 2		1 6 1 3－ 2	〃	9 7 6	9	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
港町	1 5 2 3		1 6 1 4	港町	5 9 2		
				〃	5 9 3		
				〃	5 9 4		
〃	1 5 2 4		1 6 1 5－ 2	〃	5 9 1	2	
〃	1 5 2 5		1 6 1 5－ 3	〃	7 5 6	1	
〃	1 5 2 6		1 6 1 5－ 1	〃	5 9 1	1	
				〃	5 9 6		
				〃	5 9 7		
〃	1 5 2 7		1 6 1 6	〃	5 9 5		
〃	1 5 2 8 (後葉に続く)		1 6 1 7	〃	5 2 1		
				〃	5 2 2		

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	5 2 3	
			〃	5 2 4	
港町	1 5 2 9	1 6 1 8	〃	6 0 4	
〃	1 5 3 0	1 6 1 9	〃	5 9	
〃	1 5 3 1	1 6 2 0	〃	5 7 1	
			〃	5 7 2	
〃	1 5 3 2	1 6 2 1	〃	6 0 5	
〃	1 5 3 3	1 6 2 2	〃	5 7 7	
			〃	5 7 8	
			〃	5 7 9	
	(後葉に続く)		〃	5 8 0	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	5 8 1	
			〃	5 8 2	
			〃	5 8 3	
			〃	5 8 4	
港町	1 5 3 4	1 6 1 - 7	〃	1 5 0	
〃	1 5 3 5	1 6 1 - 6	〃	1 2 7	
〃	1 5 3 6	1 6 1 - 5	〃	1 2 6	
〃	1 5 3 7	1 6 1 - 4	〃	1 2 5	
〃	1 5 3 8	1 6 1 - 3	〃	1 2 4 2	
〃	1 5 3 9	1 6 1 - 2	〃	1 2 4 1	
〃	(後葉に続く) 1 5 4 0	1 7 1 - 1	〃	6 5 7 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)			港町	6 6 3	
				〃	6 6 5	1
				〃	6 6 6	
港町	1 5 4 1		1 7 1 - 2	〃	6 6 0	
				〃	6 6 1	
				〃	6 6 2	
〃	1 5 4 2		1 7 2 - 2	〃	6 7 5	2
〃	1 5 4 3		1 7 2 - 3	〃	6 7 6	
〃	1 5 4 4		1 7 2 - 1	〃	6 7 0	
				〃	6 7 1	
				〃	6 7 5	1
	(後葉に続く)					

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	6 7 8	
			〃	6 7 9 1	
			松原町	4 9 4 2	
港町	1 5 4 5	1 7 4	港町	6 7 1 2	
			〃	6 7 4 1	
			〃	6 9 5 1	
〃	1 5 4 6	1 7 5	〃	7 2 2	
			〃	7 2 3	
〃	1 5 4 7	1 7 6 - 1	〃	9 7 4 3	
〃	1 5 4 8	1 7 6 - 3	〃	9 7 4 1 3	
〃	1 5 4 9	1 7 7 - 2	〃	7 1 1 2	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
港町	1 5 5 0		1 7 7 - 1	港町	7 1 1	1	
				〃	7 1 9		
〃	1 5 5 1		1 7 6 - 2	〃	9 7 4	1 1	
〃	1 5 5 2		1 7 8	〃	6 6 8		
				〃	6 6 9		
〃	1 5 5 3		1 7 9	〃	7 9 4	5	
〃	1 5 5 4		1 7 1 0 - 1	〃	6 6 7		
〃	1 5 5 5		1 7 1 0 - 2	〃	6 1 9	2	
〃	1 5 5 6		1 7 1 1	〃	6 5 9		
〃	1 5 5 7		2 3 1	〃	6 9 9		
				〃	7 0 0		

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
港町	1 5 5 8		2 3 2	港町	7 0 1		
〃	1 5 5 9		2 3 5－ 1	〃	7 0 2		
〃	1 5 6 0		2 3 5－ 2	〃	6 9 8	3	
〃	1 5 6 1		2 3 5－ 3	〃	6 9 8	4	
〃	1 5 6 2		2 3 3	〃	8 0 3	2	
〃	1 5 6 3 (後葉に続く)		2 3 4－ 1	〃	7 8 2		
				〃	7 8 3		
				〃	7 8 4		
				〃	7 8 5		
				〃	7 8 8	1	
				〃	7 8 8	3	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	7 8 9 1	
			〃	7 8 9 3	
			〃	7 9 0 1	
			〃	7 9 0 3	
			〃	7 9 1	
			〃	7 9 2	
			〃	7 9 3	
			〃	7 9 7	
			〃	7 9 8	
			〃	7 9 9	
	(後葉に続く)		〃	8 0 0	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	8 0 1	
			〃	8 0 2	
			〃	8 0 4 1	
			〃	8 0 5 1	
			〃	8 0 6 1	
			〃	8 0 7 4	
港町	1 5 6 4	2 3 4 - 2	〃	6 9 8 5	
〃	1 5 6 5	2 0 1	〃	7 1 2	
			〃	7 1 3	
			〃	7 1 4 1	
			〃	7 1 5 1	
	(後葉に続く)				

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	7 1 6	
			〃	7 1 7 1	
			〃	7 1 8 1	
港町	1 5 6 6	2 0 2	〃	7 0 9	
			〃	7 1 0	
			〃	7 1 4 2	
			〃	7 1 5 2	
〃	1 5 6 7	2 0 3	〃	7 0 6	
			〃	7 0 7	
			〃	7 0 8	
〃	(後葉に続く) 1 5 6 8	2 0 4	〃	7 0 3	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	7 0 4	
			〃	7 0 5	
港町	1 5 6 9	2 0 5 - 2	〃	7 9 4 6	
〃	1 5 7 0	2 0 5 - 1	〃	7 9 4 4	
〃	1 5 7 1	2 0 6 - 1	〃	4 1 2	
〃	1 5 7 2	2 0 6 - 2	〃	9 5 4	
〃	1 5 7 3	2 0 7	〃	7 9 4 3	
〃	1 5 7 4	2 0 8	〃	7 9 4 1	
〃	1 5 7 5	2 0 9 - 2	〃	7 2 0 3	
〃	1 5 7 6	2 0 9 - 3	〃	7 2 0 4	
			〃	7 2 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
港町	1 5 7 7		2 0 9－ 1	港町	7 2 0	1	
〃	1 5 7 8		1 9 1	〃	9 7 4	9	
〃	1 5 7 9		1 9 2－ 1	〃	5 2		
				〃	5 8 6		
				〃	9 0 1	2	
〃	1 5 8 0		1 9 2－ 2	〃	7 5 6	2	
				〃	7 5 7		
				〃	7 5 8		
〃	1 5 8 1		1 9 3	〃	7 5 5		
〃	1 5 8 2		1 9 4	〃	7 5 3		
〃	(後葉に続く) 1 5 8 3		1 9 5	〃	4 6		

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	1 4 6	
			〃	2 5 4	
			〃	8 2 7 1	
港町	1 5 8 4	1 9 6	〃	7 5 4	
〃	1 5 8 5	1 9 7	〃	7 5 0	
			〃	7 5 1	
			〃	7 5 2	
〃	1 5 8 6	1 9 8	〃	7 9 4 7	
〃	1 5 8 7	1 9 9	〃	7 4 3	
			〃	7 4 4	
〃	(後葉に続く) 1 5 8 8	1 9 1 0	〃	7 4 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)			港町	7 4 2	
				〃	7 4 5	
港町	1 5 8 9		1 9 1 1	〃	7 3 7	
				〃	7 3 8	
				〃	7 3 9	
				〃	7 4 0	
〃	1 5 9 0					法第1 0 5条第3項により帰属
〃	1 5 9 1		1 9 1 2－ 1	港町	7 2 4 1	
〃	1 5 9 2		1 9 1 2－ 2	〃	7 2 4 2	
				〃	7 3 5	
				〃	7 3 6	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 5 9 3		1 9 1 3	港町	7 4 6 2	
〃	1 5 9 4		1 9 1 4	〃	9 7 4 8	
〃	1 5 9 5		1 9 1 5	〃	7 6 2	
〃	1 5 9 6		1 9 1 6	〃	7 6 0	
				〃	7 6 1	
〃	1 5 9 7		1 9 1 7－ 1	〃	9 6 2 3	
〃	1 5 9 8		1 9 1 7－ 2	〃	4 8 7 8	
〃	1 5 9 9		1 9 1 8－ 3	〃	7 5 9 2	
〃	1 6 0 0		1 9 1 8－ 1	〃	8 3 6	
				〃	8 3 9	
〃	1 6 0 1		1 9 1 8－ 2	〃	8 3 8	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
港町	1 6 0 2		1 9 1 9	港町	7 5 9	3	
〃	1 6 0 3		1 8 1	〃	8 6 2		
				〃	8 6 3		
				〃	8 6 4		
				〃	8 6 5		
				〃	8 6 6		
〃	1 6 0 4		1 8 2	〃	5 7 5		
				〃	5 7 6		
〃	1 6 0 5		1 8 3	〃	5 7 3		
				〃	5 7 4		
〃	(後葉に続く) 1 6 0 6		1 8 4	〃	8 5 6		

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	8 5 7	
港町	1 6 0 7	1 8 5	〃	8 5 2	
			〃	8 5 3	
			〃	8 5 4	
			〃	8 5 5	
〃	1 6 0 8	1 8 6	〃	8 5 1	
〃	1 6 0 9	1 8 7	〃	8 4 9	
			〃	8 5 0	
〃	1 6 1 0	1 8 8	〃	8 4 6 3	
			〃	8 4 6 5	
	(後葉に続く)		〃	8 4 7 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)			港町	8 4 7 3	
				〃	8 4 7 4	
				〃	8 4 8 5	
港町	1 6 1 1		1 8 1 4	〃	2 4 2	
				〃	4 7	
				〃	8 4 6 4	
				〃	8 4 7 5	
〃	1 6 1 2		1 8 9	〃	8 4 8 6	
〃	1 6 1 3		1 8 1 0	〃	8 4 8 8	
〃	1 6 1 4		1 8 1 1	〃	8 4 8 7	
〃	1 6 1 5		1 8 1 2	〃	8 4 8 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 6 1 6		1 8 1 3	港町	3 9 2	
				〃	4 5	
				〃	1 5 2	
〃	1 6 1 7		2 1 1 － 1	〃	9 6 0	
				〃	1 1 4 7 1	
〃	1 6 1 8		2 1 1 － 3	〃	7 5 9 4	
				栄町	1 2 4 0 2	
〃	1 6 1 9		2 1 3	港町	8 3 4	
				〃	8 3 5	
				〃	8 3 7	
〃	1 6 2 0		2 1 4 － 1	〃	8 3 3 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 6 2 1		2 1 4－ 2	港町	8 3 2	
				〃	8 3 3	2
〃	1 6 2 2		2 1 5－ 1	〃	7 6 3	1
〃	1 6 2 3		2 1 5－ 3	〃	7 6 3	3
〃	1 6 2 4		2 1 5－ 2	〃	7 6 3	2
				〃	7 8 7	
〃	1 6 2 5		2 1 6	〃	8 2 9	
〃	1 6 2 6		2 1 7	〃	8 2 5	1
〃	1 6 2 7		2 1 8－ 1	〃	4 8 7	6
〃	1 6 2 8		2 1 8－ 3	〃	4 8 7	7
〃	1 6 2 9		2 1 8－ 2	〃	7 4 6	1

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 6 3 0		2 1 9	港町	8 2 8	
〃	1 6 3 1		2 1 1 0－ 1	〃	9 7 4 6	
〃	1 6 3 2		2 1 1 0－ 2	〃	9 7 4 1 2	
〃	1 6 3 3		2 1 1 1	〃	8 4 1	
〃	1 6 3 4		2 1 1 2	〃	8 4 2 1	
〃	1 6 3 5		2 1 1 3	〃	8 4 3 1	
				〃	8 4 4 1	
〃	1 6 3 6		2 1 1－ 2	〃	1 1 4 7 2	
				栄町	1 2 0 9 1	
				〃	1 2 4 0 1	
〃	1 6 3 7		2 2 1－ 1	港町	7 7 0 2	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 6 3 8		2 2 1 - 2	港町	7 7 1 1	
				〃	7 8 0 1	
〃	1 6 3 9		2 2 1 - 6	〃	7 6 4	
				〃	7 6 7	
				〃	7 6 8	
				〃	7 6 9	
				〃	7 7 0 3	
				〃	7 7 2	
				〃	7 7 3	
				〃	7 8 0 3	
				〃	1 1 4 5	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 6 4 0		2 2 1 - 5	港町	7 7 0 1	
〃	1 6 4 1		2 2 1 - 3	〃	7 8 0 2	
〃	1 6 4 2		2 2 1 - 4	〃	7 7 1 2	
〃	1 6 4 3		2 2 2	〃	7 6 5	
				〃	7 6 6	
〃	1 6 4 4		2 2 3 - 2	〃	6 9 8 1	
〃	1 6 4 5		2 2 3 - 1	〃	7 8 1	
				〃	7 8 6	
				〃	8 0 7 1	
				〃	8 0 8 1	
				〃	8 0 9 1	
	(後葉に続く)					

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	1 1 4 4	
港町	1 6 4 6	2 2 4	〃	7 7 4	
			〃	7 7 5	
			〃	7 7 6	
			〃	7 7 7	
			〃	7 7 8	
			〃	7 7 9	
			〃	8 1 0 1	
			〃	8 1 1 1	
〃	1 6 4 7	2 2 5 - 1	〃	8 1 2 1	
〃	(後葉に続く) 1 6 4 8	2 2 5 - 2	〃	8 1 2 3	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	8 1 3 1	
港町	1 6 4 9	2 2 5 - 3	〃	8 1 3 3	
〃	1 6 5 0	2 2 5 - 4	〃	8 1 3 4	
			〃	8 1 4 1	
〃	1 6 5 1	2 2 6 - 2	〃	8 1 5 3	
			〃	8 2 6 3	
			〃	8 2 7 3	
〃	1 6 5 2	2 2 6 - 1	〃	8 1 5 1	
〃	1 6 5 3	2 7 1	〃	1 1	
			〃	1 2	
	(後葉に続く)		〃	2	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	3 2	
			〃	4 2	
			〃	5 2	
			〃	6 2	
			〃	7	
			〃	8	
			〃	9	
			〃	1 0	
			〃	1 1	
			〃	1 2	
	(後葉に続く)		〃	1 3 2	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	1 5 2	
			〃	1 6 2	
			〃	4 8 2	
			〃	5 1 2	
			〃	1 1 0 3	
			〃	1 1 0 4	
			〃	1 1 0 5	
			〃	1 1 0 6	
			〃	1 1 0 7	
			〃	1 1 0 8	
	(後葉に続く)		〃	1 1 0 9	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	1 1 1 0	
			〃	1 1 1 1	
			〃	1 1 1 2	
			〃	1 1 1 3	
			〃	1 1 1 4	
			〃	1 1 1 5	
			〃	1 1 1 6	
			〃	1 1 1 7	
			〃	1 1 1 8	
			〃	1 1 1 9	1
	(後葉に続く)		〃	1 1 2 0	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	1 1 2 1	
			〃	1 1 2 2 1	
			〃	1 1 2 3	
			〃	1 1 2 4 1	
			〃	1 1 2 5 1	
			〃	1 1 2 6	
			〃	1 1 2 7	
			〃	1 1 2 8 1	
港町	1 6 5 4	2 6 1	〃	8 2 5 3	
			〃	8 2 6 1	
			〃	1 0 8 5 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 6 5 5		2 6 2	港町	1 0 8 6 1	
				〃	1 0 8 7 1	
				〃	1 0 8 8 2	
				〃	1 0 9 1 1	
〃	1 6 5 6		2 6 3	〃	9 7 4 4	
〃	1 6 5 7		2 6 4	〃	8 2 7 4	
				〃	1 0 8 9 2	
				〃	1 0 9 9 1	
〃	1 6 5 8		2 6 5	〃	1 0 9 8 1	
〃	1 6 5 9		2 6 6－ 1	〃	1 0 8 9 1	
〃	1 6 6 0		2 6 7－ 1 1	〃	1 0 9 7 1 0	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 6 6 1		2 6 7－1 0	港町	1 0 9 7 9	
〃	1 6 6 2		2 6 7－ 9	〃	1 0 9 7 8	
〃	1 6 6 3		2 6 7－ 8	〃	1 0 9 7 7	
〃	1 6 6 4		2 6 7－ 7	〃	1 0 9 7 6	
〃	1 6 6 5		2 6 7－ 6	〃	1 0 9 7 5	
〃	1 6 6 6		2 6 7－ 5	〃	1 0 9 7 4	
〃	1 6 6 7		2 6 7－ 4	〃	1 0 9 7 3	
〃	1 6 6 8		2 6 7－ 3	〃	1 0 9 7 2	
〃	1 6 6 9		2 6 7－ 2	〃	1 0 9 7 1	
				〃	1 1 0 2 3	
〃	(後葉に続く) 1 6 7 0		2 6 7－ 1	〃	1 0 9 6 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		港町	1 1 0 1 4	
			〃	1 1 0 2 2	
港町	1 6 7 1	2 6 8	〃	9 7 6 1 1	
〃	1 6 7 2	2 6 1 0 - 1	〃	2 0 9	
〃	1 6 7 3	2 6 1 0 - 2	〃	2 9 2 9	
〃	1 6 7 4	2 6 1 0 - 3	〃	2 9 2 7	
〃	1 6 7 5	2 6 1 0 - 4	〃	4 3	
〃	1 6 7 6	2 6 1 1	〃	1 0 8 0	
			〃	1 0 8 1	
〃	1 6 7 7	2 6 1 2	〃	1 0 8 2	
			〃	1 0 8 3	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
港町	1 6 7 8		2 6 1 3	港町	1 0 8 4		
〃	1 6 7 9		2 4 1	〃	1 0 4 0		
				〃	1 0 4 1		
〃	1 6 8 0		2 4 2－ 1	〃	2 9 2	5	
				〃	2 9 2	1 1	
〃	1 6 8 1		2 4 2－ 2	〃	2 8 9	2	
〃	1 6 8 2		2 4 2－ 3	〃	2 8 9	4	
〃	1 6 8 3		2 4 2－ 4	〃	2 8 9	5	
〃	1 6 8 4		2 4 2－ 5	〃	2 8 9	6	
〃	1 6 8 5		2 4 3	〃	1 0 5 9	1	
				〃	1 0 6 0	1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 6 8 6		2 4 4	港町	8 4 6 1	
				〃	1 0 6 1 1	
〃	1 6 8 7		2 4 5－ 1	〃	1 0 6 2 1	
				〃	1 0 6 3	
〃	1 6 8 8		2 4 5－ 2	〃	1 0 6 4 1	
				〃	1 0 6 5	
〃	1 6 8 9		2 4 6	〃	1 0 6 7	
〃	1 6 9 0		2 4 7	〃	1 0 6 6	
〃	1 6 9 1		2 4 8	〃	1 0 4 8 1	
〃	1 6 9 2		2 4 9	〃	1 0 5 7	
〃	1 6 9 3		2 4 1 0	〃	1 0 5 8	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
港町	1 6 9 4		2 4 1 1	港町	1 0 4 6 1	
				〃	1 0 4 9	
〃	1 6 9 5	1	2 4 1 2－ 1	〃	5 1 2 1	
〃	1 6 9 5	2	2 4 1 2－ 2	〃	5 1 2 2	
〃	1 6 9 6		2 4 1 3－ 1	〃	3 5 1	
〃	1 6 9 7		2 4 1 3－ 2	〃	1 0 4 3 3	
〃	1 6 9 8		2 5 1	〃	1 0 3 7	
				〃	1 0 3 8	
				〃	1 0 3 9	
〃	1 6 9 9		2 5 2－ 1	〃	3 1 1 1	
				〃	3 1 1 2	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
港町	1 7 0 0		2 5 2 - 2	港町	2 6 1	6	
				〃	2 9 2	1	
				〃	2 9 2	1 3	
〃	1 7 0 1		2 5 2 - 3	〃	2 5 8		
〃	1 7 0 2		2 5 2 - 4	〃	1 0 9 6	3	
〃	1 7 0 3		2 5 3 - 3	〃	9 7 4	1 0	
〃	1 7 0 4		2 5 3 - 1	〃	8 4 0	2	
〃	1 7 0 5		2 5 3 - 2	〃	8 4 0	1	
〃	1 7 0 6		2 5 4 - 1	〃	1 0 6 9	2	
				〃	1 0 7 0		
〃	(後葉に続く) 1 7 0 7		2 5 4 - 2	〃	1 0 6 8		

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)			港町	1 0 6 9 1	
港町	1 7 0 8		2 5 5	〃	1 0 7 2	
				〃	1 0 7 3	
				〃	1 0 7 9	
〃	1 7 0 9		2 5 6	〃	1 0 7 1	
〃	1 7 1 0		2 5 7	〃	1 0 5 5	
				〃	1 0 5 6	
〃	1 7 1 1		2 5 8	〃	1 0 5 1	
				〃	1 0 5 2	
				〃	1 0 5 3	
				〃	1 0 5 4	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
港町	1 7 1 2		2 5 9	港町	1 0 5 0		
〃	1 7 1 3		2 5 1 0	〃	1 4 5	1	
〃	1 7 1 4						法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
〃	1 7 1 5						法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
〃	1 7 1 6						法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
〃	1 7 1 7						法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
〃	1 7 1 8						法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
〃	1 7 1 9						法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
〃	1 7 2 0						法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
〃	1 7 2 1						法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
〃	1 7 2 2						法第 1 0 5 条第 1 項により帰属

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
港町	1 7 2 3						法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
〃	1 7 2 4						法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
〃	1 7 2 5						法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
〃	1 7 2 6						法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
〃	1 7 2 7						法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
〃	1 7 2 8						法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
〃	1 7 2 9						法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
〃	1 7 3 0						法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
〃	1 7 3 1						法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
〃	1 7 3 2						法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
〃	1 7 3 3						法第 1 0 5 条第 1 項により帰属

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地				備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番		
港町		1 7 3 4							法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
〃		1 7 3 5							法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
〃		1 7 3 6							法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
〃		1 7 3 7							法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
〃		1 7 3 8							法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
〃		1 7 3 9							法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
〃		1 7 4 0							法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
〃		1 7 4 1							法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
〃		1 7 4 2							法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
〃		1 7 4 3							法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
〃		1 7 4 4							法第 1 0 5 条第 1 項により帰属

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地				備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番		
港町		1 7 4 5							法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
〃		1 7 4 6							法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
〃		1 7 4 7							法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
〃		1 7 4 8							法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
〃		1 7 4 9							法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
〃		1 7 5 0							法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
〃		1 7 5 1							法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
栄町		1 3 0 0							法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
〃		1 3 0 1							法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
〃		1 3 0 2							法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
〃		1 3 0 3							法第 1 0 5 条第 1 項により帰属

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地				備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番		
					港町	7 2 8	1		法第9 0条により金銭清算
					〃	7 3 3			法第9 0条により金銭清算
					〃	7 3 4			法第9 0条により金銭清算
					〃	5 4 4			法第9 1条第4項により金銭清算
					〃	9 4	4		法第9 5条第6項により金銭清算
					〃	1 6 6			法第9 5条第6項により金銭清算
					〃	2 0 8			法第9 5条第6項により金銭清算
					〃	2 4 2			法第9 5条第6項により金銭清算
					〃	2 4 3			法第9 5条第6項により金銭清算
					〃	2 4 5			法第9 5条第6項により金銭清算
					〃	2 4 9			法第9 5条第6項により金銭清算

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地				備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番		
					港町		2 5 6		法第9 5 条第6 項により金銭清算
					〃		2 5 7		法第9 5 条第6 項により金銭清算
					〃		2 6 0	1	法第9 5 条第6 項により金銭清算
					〃		2 6 0	2	法第9 5 条第6 項により金銭清算
					〃		2 6 0	3	法第9 5 条第6 項により金銭清算
					〃		2 6 1	1	法第9 5 条第6 項により金銭清算
					〃		2 6 2		法第9 5 条第6 項により金銭清算
					〃		2 6 3		法第9 5 条第6 項により金銭清算
					〃		2 8 9	1	法第9 5 条第6 項により金銭清算
					〃		2 9 1	1	法第9 5 条第6 項により金銭清算
					〃		2 9 2	3	法第9 5 条第6 項により金銭清算

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地				備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番		
					港町		2 9 3		法第9 5条第6項により金銭清算
					〃		3 0 1		法第9 5条第6項により金銭清算
					〃		3 0 4		法第9 5条第6項により金銭清算
					〃		3 0 5		法第9 5条第6項により金銭清算
					〃		3 0 6		法第9 5条第6項により金銭清算
					〃		3 0 9		法第9 5条第6項により金銭清算
					〃		3 4 1		法第9 5条第6項により金銭清算
					〃		3 4 2		法第9 5条第6項により金銭清算
					〃		3 4 6		法第9 5条第6項により金銭清算
					〃		3 4 7		法第9 5条第6項により金銭清算
					〃		3 5 2		法第9 5条第6項により金銭清算

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地				備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番		
					港町		3 5 5		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃		3 5 6		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃		3 5 7		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃		3 5 8		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃		3 6 4		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃		3 6 6		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃		3 8 5		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃		3 8 6		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃		3 8 7		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃		4 4 1		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃		4 4 6		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番	
					港町	4 5 2		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃	4 5 3	1	法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃	4 5 3	2	法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃	4 5 4	1	法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃	4 5 4	2	法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃	4 6 7		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃	4 8 4		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃	4 8 5		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃	4 9 9		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃	5 9 9		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃	6 0 0		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番	
					港町	6 0 7	2	法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃	6 1 0		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃	6 1 2	2	法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃	6 1 7	2	法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃	9 3 8		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃	9 7 7		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃	9 7 9		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃	9 8 1		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃	9 8 2		法第 9 5 条第 6 項により金銭清算
					〃	5 3		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 4		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
				港町	5 6 1	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	5 6 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	8 9 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	9 4 5	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	9 4 6	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	9 4 7	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	9 6 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	9 7 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	9 8 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	9 9 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	1 0 0 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地				備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番		
					港町	1 0 1	2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 2	2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 3	2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 4	2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 5	2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 6	2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 7	2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 8			法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 9	2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 1 1	2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 1 2	2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番	
					港町		1 1 3	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 1 4	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 1 5	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 1 6	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 1 7	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 1 8	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 1 9	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 2 0	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 2 1	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 2 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 2 3	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番	
					港町		1 5 4	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 5 5	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 5 6	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 5 8	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 5 9	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 6 0	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 6 1	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 6 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 6 3	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 6 4	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 6 5	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番	
					港町		1 6 7	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 6 8	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 6 9	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 7 0	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 7 1	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 7 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 7 3	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 7 4	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 7 5	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 7 6	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 7 7	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番	
					港町	1 7 8		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 7 9		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 8 0		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 0 0		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 0 3		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 1 3		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 1 4		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 1 5		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 1 6		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 1 8		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 1 9		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番	
					港町	2 2 0	1	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 2 0	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 2 1		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 2 2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 2 3		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 2 4		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 2 5		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 2 6		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 2 7		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 2 8		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 2 9		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番	
					港町		2 3 0	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		2 3 1	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		2 3 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		2 3 3	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		2 3 4	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		2 3 5	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		2 3 6	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		2 3 6 1	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		2 3 7	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		2 3 8	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		2 3 9	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番	
					港町	2 4 0		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 4 1		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 4 4		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 4 6		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 4 7		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 4 8		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 5 0		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 5 1		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 5 2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 5 9	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 8 0		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番	
					港町	2 9 4		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 9 5		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 9 6		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 9 7		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 9 8		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	2 9 9		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	3 0 0		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	3 0 2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	3 0 3		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	3 0 7		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	3 0 8		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番	
					港町		3 5 3	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		3 5 4	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		3 5 9	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		3 6 0	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		3 6 1	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		3 6 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		3 6 3	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		3 6 5	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		3 6 7	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		3 6 8	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		3 6 9	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番	
					港町	3 7 0		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	3 8 8		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	3 8 9		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	3 9 0		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	3 9 1		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	3 9 2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	3 9 3		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	3 9 4		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	3 9 5		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	3 9 6		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	3 9 7		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番	
					港町		3 9 8	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		3 9 9	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 0 0	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 0 1	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 0 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 0 3	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 0 4	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 0 5	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 0 6	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 0 7	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 0 8	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地				備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番		
					港町		4 0 9		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 1 0		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 1 1		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 1 2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 1 3		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 1 4		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 1 5		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 1 6		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 1 7		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 1 8		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 1 9		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地				備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番		
					港町		4 2 0		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 3 2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 4 0		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 4 2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 4 3		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 4 4		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 4 5		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 4 7		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 4 8		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 4 9		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		4 5 0		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番	
					港町	4 5 0	1	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	4 5 1		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	4 5 8		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	4 5 9		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	4 6 6		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	4 6 8		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 0 3		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 0 8		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 2 8		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 2 9		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 3 0		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番	
					港町	5 3 1		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 3 2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 3 3		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 3 4		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 3 7		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 3 8		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 3 9		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 5 6		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 5 7		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 5 8		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 6 3		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番	
					港町	5 6 4		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 6 5		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 6 6		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 6 7		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 6 8		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 6 9		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 7 0		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	6 3 1	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	6 5 3	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	6 5 4	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	6 6 5	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番	
					港町	6 7 2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	6 7 3	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	6 7 4	3	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	6 7 9	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	6 7 9	3	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	6 8 0	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	6 8 1	3	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	6 8 2	1	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	6 8 3	3	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	6 8 4	4	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	6 8 6	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地				備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番		
					港町	6 8 7	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
					〃	6 8 8	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
					〃	6 8 9	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
					〃	6 9 0	4	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
					〃	6 9 4	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
					〃	6 9 5	3	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
					〃	6 9 6	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
					〃	6 9 7	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
					〃	6 9 8	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
					〃	7 1 7	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
					〃	7 1 8	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
				港町	7 2 0 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	7 8 8 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	7 8 9 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	7 9 0 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	7 9 4 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	8 0 4 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	8 0 5 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	8 0 6 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	8 0 7 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	8 0 7 3	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	8 0 8 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番	
					港町	8 0 9	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	8 1 0	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	8 1 1	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	8 1 2	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	8 1 3	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	8 1 4	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	8 1 5	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	8 1 6		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	8 1 7		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	8 1 8		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	8 1 9		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地				備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番		
					港町		8 2 0		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		8 2 1		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		8 2 2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		8 2 3		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		8 2 4		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		8 2 5	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		8 2 6	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		8 2 7	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		8 4 2	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		8 4 3	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		8 4 4	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地				備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番		
					港町		8 4 5		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		8 4 6	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		8 4 7	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		8 4 8	4	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		8 6 7		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		8 6 8		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		8 6 9		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 0 4	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 0 5		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 0 6		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 0 7		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番	
					港町		9 0 8	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 0 9	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 1 0	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 1 1	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 1 2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 1 3	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 1 4	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 1 5	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 1 6	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 1 7	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 1 8	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地				備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番		
					港町		9 1 9		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 2 0		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 2 1		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 2 2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 2 3		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 2 4	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 2 5	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 2 6	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 2 7	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 2 8		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		9 3 0		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
				港町	9 3 1		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	9 6 1		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	9 6 2	4	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	9 7 0	4	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	9 7 0	5	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	9 7 2	3	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	9 7 2	5	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	9 9 6	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	9 9 7	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	9 9 8	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
				〃	9 9 9	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地				備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番		
					港町	1 0 0 0	2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 0 1	2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 1 4			法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 1 5			法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 1 6			法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 1 7			法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 1 8			法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 1 9			法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 2 0			法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 2 1			法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 3 0	2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番	
					港町	1 0 3 1	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 3 2	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 3 3	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 3 4	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 4 2	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 4 3	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 4 4		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 4 5		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 4 6	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 4 7		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 4 8	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番	
					港町	1 0 5 9	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 6 0	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 6 1	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 6 2	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 6 4	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 7 4		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 7 5		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 7 6		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 7 7		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 7 8		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 8 5	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地				備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番		
					港町		1 0 8 6	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 0 8 7	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 0 8 8	1	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 0 9 1	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 0 9 5	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 0 9 8	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 0 9 9	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 1 0 0		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 1 0 1	1	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 1 0 2	1	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃		1 1 1 9	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地				備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番		
					港町	1 1 2 2	2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 1 2 4	2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 1 2 5	2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 1 2 8	2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 1 3 1	2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 1 4 0	2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 1 4 1			法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 1 4 2			法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 1 4 3			法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 1 4 6	2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					松原町	4 9 2			法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番	
					松原町	4 9 3		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	4 9 4	1	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	4 9 5	1	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	4 9 5	3	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 1 1	4	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	5 1 1	5	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	9 1 8	1	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					栄町	9 7		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	9 8		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 1		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番	
					栄町	1 0 3		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 4		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 0 9		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 1 0		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 5 2		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 9 0		法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 1 9 1	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
					〃	1 2 3 7	2	法第 1 0 5 条第 2 項により消滅